でんさいネットサービス利用規定改正のご案内

平素は、当金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

この度「でんさいネットサービス利用規定」を以下の通り改正し、別途交付しておりました「預金口 座振替規程」を廃止いたしましたのでご案内いたします。

(下線の箇所が改正となっております。)

でんさいネットサービス利用規定の改正

改 定 後 (新)	改 定 前 (旧)
第5条(決済口座)	第5条(決済口座)
6. 口座振替手続き時に決済口座の残高が振替金額	(新設)
に満たない場合には、その一部に当てる取扱いは行	
いません。	
7. 引落しに際しては、事前、事後ともになんらの通	
<u>知、連絡を要しません。</u>	
8. 決済口座より引落す際、他にも決済口座より支払	
いをすべきものがあるときは、そのいずれを先に決	
済口座から引き落とすかの順序は、当金庫の任意と	
<u>します。</u>	
以上	以上

(以下の規程を廃止します。)

預金口座振替規程

1. 利用口座

私は、でんさいサービスで利用する口座(以下「利用口座」といいます)をでんさいサービス利用申込書により決済口座として横浜信用金庫に届けます。

2. 口座間送金決済

発生記録の債務者である電子記録債権の支払期日が到来した場合、電子記録債権の決済資金を普通預金規定、総合口座取引規定及び当座勘定規定の定めにかかわらず、通帳・払戻請求書または当座小切手の提出をすることなしに、横浜信用金庫の所定の時間に利用口座から引き落としのうえ、でんさいネットから指定のあった債権者の利用口座に払い込みを行ってください。

- 3. 利用手数料
- (1) 利用手数料の引落しは口座から行ってください。ただし、利用口座が複数ある場合はその中1口座を 代表口座として指定しますので、利用手数料の引落しは代表口座から行ってください。
- (2) 本サービスの利用にあたっては、横浜信用金庫所定の手数料(以下「利用手数料」といいます)を普 通預金規定、総合口座取引規定および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書または当座小切手 の提出をすることなしに、利用口座から横浜信用金庫所定の日に自動的に引落してください。
- (3) 本サービスにおける取引内容より利用手数料以外に横浜信用金庫所定の諸手数料および消費税が発生した場合、普通預金規定、総合口座取引規定および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書または当座小切手の提出をすることなしに、利用口座から横浜信用金庫所定の日に自動的に引落してください。
- (4) 万一、前記(1) または(2) の振替日に預金残高が振替金額に満たない場合は、その後不足額が入金になったときに再引落しされても差しつかえありません。
- 4. 前記1. 2. 3. 以外の口座振替について、横浜信用金庫の定める「でんさいサービス利用規定」に従って引落しされても差しつかえありません。
- 5. 口座振替手続き時に指定口座の残高が振替金額に満たない場合には、その一部に当てる取扱いは行いません。
- 6. 引落しに際しては、事前、事後ともになんらの通知、連絡を要しません。
- 7. 指定口座より引落す際、他にも指定口座より支払いをすべきものがあるときは、その支払いと前記の引落しのいずれを先にされても差し支えありません。

以上